

市町村からの申請等に対する許認可等の基準・標準処理期間

(令和3年3月10日決定)

法令名	地方独立行政法人法
根拠条項	第7条、第8条第2項、第88条第1項、第108条第1項、第112条第1項
許認可等の内容	公立大学法人の設立、定款の変更、解散及び合併の認可
法令の定め	<p>第7条 地方公共団体は、地方独立行政法人を設立しようとするときは、その議会の議決を経て定款を定め、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この条において同じ。）又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立しようとする場合にあつては総務大臣、その他の場合にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。</p> <p>第8条第2項 定款の変更は、設立団体（設立団体の数を増加させる場合における定款の変更にあつては、設立団体及び加入設立団体（新たに設立団体となる地方公共団体をいう。以下同じ。））の議会の議決を経て前条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、その変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。</p> <p>第88条第1項 地方独立行政法人は、次に掲げる場合に解散する。 一 解散について、設立団体がその議会の議決を経て第7条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けたとき。 二 合併により消滅したとき。</p> <p>第108条第1項 設立団体がその設立した地方独立行政法人と他の地方独立行政法人との吸収合併（地方独立行政法人が他の地方独立行政法人とする合併であつて、合併により消滅する地方独立行政法人の権利及び義務の全部を合併後存続する地方独立行政法人に承継させるものをいう。以下この章において同じ。）をしようとする場合には、吸収合併に係る地方独立行政法人の設立団体（以下この節において「関係設立団体」という。）は、協議により次に掲げる事項を定め、第7条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。 （以下省略）</p> <p>第112条第1項 設立団体がその設立した地方独立行政法人と他の地方独立行政法人との新設合併（二以上の地方独立行政法人がする合併であつて、合併により消滅する地方独立行政法人の権利及び義務の全部を合併により設立する地方独立行政法人に承継させるものをいう。以下この章において同じ。）をしようとする場合には、新設合併に係る地方独立行政法人の設立団体（以下この節において「関係設立団体」という。）は、協議により次に掲げる事項を定め、第7条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。 （以下省略）</p>

許認可等の 基準	別紙のとおり
標準処理期間	総期間 24日 (注：休日は含まない) 経由機関 4日 [機関名：総合振興局及び振興局地域創生部 地域政策課] 協議機関 日 [機関名：] 処分機関 20日 [機関名：総合政策部地域行政局市町村課]
所管部課	総合政策部地域行政局市町村課 (行政係) (内線 23-528)
備考	

(別紙1)

公立大学法人の設立、定款の変更及び解散の認可の基準

第1 公立大学法人の設立を認可する場合

公立大学法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第68条第1項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）の設立の許可については、法その他の法令の規定によるほか、次の基準によって審査する。

1 公立大学法人の定款については、次に定める基準に適合していること。

(1) 名称に公立大学法人という文字が用いられていること。

(2) 役員については、次に定める基準に適合していること。

ア 役員の定数は、法人の業務の規模、業務内容等法人の実態からみて適正なものであること。

イ 副理事長を置かない場合には、法人の業務運営に支障がないと認められること。

(3) 資本金、出資及び資産については、次に定める基準に適合していること。

ア 公立大学法人が、業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有していること。

イ 出資が、地方公共団体に限られていること。

ウ 設立団体（法第6条第3項に規定する設立団体をいう。以下同じ。）が、公立大学法人の資本金の額の2分の1以上に相当する資金その他の財産を出資していること。

エ 出資される財産のうち金銭以外のものの価額が、出資の日現在における時価を基準として出資する地方公共団体が学識経験を有する者の意見を聴いて評価した価額であること。

オ 移行型一般地方独立行政法人（法第59条第2項に規定する移行型一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）に承継される権利に係る財産の価額は、移行型一般地方独立行政法人の成立する日現在における時価を基準として設立団体が学識経験を有する者の意見を聴いて評価した価額であること。

(4) 公告については、設立団体の公報への掲載又は掲示板への掲示等適切な方法により行われること。

(5) 解散に伴う残余財産の分配の方法が適切であること。

(6) 定款は、法第69条の規定を踏まえ、公立大学法人が設置する大学における教育研究の特性に配慮したものとなっていること。

(7) 学長を理事長と別に任命する場合については、その旨を定めていること。

(8) 法第71条第3項に規定する選考機関については、当該選考機関の構成員に関する事項及び当該選考機関の議事の手続に関する事項その他当該選考機関の適正な運営を確保するために必要な事項を定めていること。

(9) 学長となる理事長が2以上の大学の学長となる場合の大学ごとに設置される選考機関の代表者で構成する会議については、当該会議の構成員に関する事項及び当該会議の議事の手続に関する事項その他当該会議の適正な運営を確保するために必要な事項を定めていること。

(10) 公立大学法人の理事長が当該公立大学法人の設置する大学の学長となる場合については、当該公立大学法人の成立後最初の学長となる理事長の任命に関する手続を定めていること。

(11) 学長を理事長と別に任命する場合については、学長を別に任命する大学の学長の当該大学設置後最初の任命に関する手続を定めていること。

- (12) 公立大学法人が設置する大学の設置後最初の当該大学の学長の任期を定めていること。
 - (13) 経営審議機関については、経営審議機関の構成員に関する事項及び経営審議機関の審議事項に関する事項その他経営審議機関の適正な運営を確保するために必要な事項を定めていること。
 - (14) 教育研究審議機関については、教育研究審議機関の構成員に関する事項及び教育研究審議機関の審議事項に関する事項その他教育研究審議機関の適正な運営を確保するために必要な事項を定めていること。
 - (15) 業務については、法第 21 条第 2 号に掲げる業務及びこれに附帯する業務以外のものを定めていないこと。
 - (16) 公立大学法人が設置する大学に、法第 77 条の 2 第 1 項に規定する学校を附属させて設置する場合については、当該学校の種類及び名称並びに位置（当該学校を設立団体の区域外に設置する場合に限る。）を定めていること。
- 2 公立大学法人の定款において設置することとしている大学又は大学及び高等専門学校の設置が確実に見込まれていること。

第 2 公立大学法人の定款の変更を認可する場合

公立大学法人の定款の変更の認可については、法その他の法令の規定によるほか、次の基準によって審査する。

- 1 関係法令の改正、業務の範囲の拡大又は縮小等、定款の変更を行う相当の理由が認められること。
- 2 第 1 の 1 に定める基準に適合していることのほか、その定款の変更において設置することとしている大学又は高等専門学校の設置が確実に見込まれていること。

第 3 公立大学法人の解散を認可する場合

公立大学法人の解散の認可については、法その他の法令の規定によるほか、次の基準によって審査する。

- 1 業務の継続の必要性がなくなる等、解散を行う相当の理由が認められること。

第 4 公立大学法人の合併を認可する場合

公立大学法人の合併の認可については、法その他の法令の規定によるほか、次の基準によって審査する。

- 1 業務を効率的かつ効果的に行わせる等、合併を行う相当の理由が認められること。
- 2 公立大学法人の合併については、次に定める基準に適合していること。
 - (1) 吸収合併（法第 108 条第 1 項に規定する吸収合併をいう。）をする場合には、吸収合併存続法人（法第 108 条第 1 項第 1 号に規定する吸収合併存続法人をいう。）の定款の変更が第 2 の 2 に定める基準に適合していること。
 - (2) 新設合併（法第 112 条第 1 項に規定する新設合併をいう。）をする場合には、新設合併設立法人（法第 112 条第 1 項第 2 号に規定する新設合併設立法人をいう。）の定款が第 1 の 1 に定める基準に適合していること。